十　栄養機能食品（食品表示基準第二条第一項第十一号に規定する栄養機能食品をいう。）を摂取をする上での注意事項

十一　次に掲げる食品にあっては、食品表示基準別表第二十四の当該食品の項の中欄に掲げる表示事項のうちそれぞれ次に定めるもの

イ　シアン化合物を含有する豆類　アレルゲン（特定原材料に由来する添加物を含むものに限る。）及び使用の方法

ロ　あんず、おうとう、かんきつ類、キウィー、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、バナナ、びわ、マルメロ、もも及びりんご　アレルゲン（特定原材料に由来する添加物（抗原性が認められないもの及び香料を除く。）を含むものに限る。）、保存の方法及び消費期限又は賞味期限

ハ　食肉（鳥獣の生肉（骨及び臓器を含む。）に限る。）　アレルゲン（特定原材料に由来する添加物を含むものに限る。）、保存の方法、消費期限又は賞味期限、処理を行った旨（刃を用いてその原形を保ったまま筋及び繊維を短く切断する処理その他病原微生物による汚染が内部に拡大するおそれのある処理（調味料に浸潤させる処理及び他の食肉の断片を結着させ成型する処理を除く。）を行ったものに限る。）、飲食に供する際にその全体について十分な加熱を要する旨（刃を用いてその原形を保ったまま筋及び繊維を短く切断する処理その他病原微生物による汚染が内部に拡大するおそれのある処理（調味料に浸潤させる処理及び他の食肉の断片を結着させ成型する処理を除く。）を行ったものに限る。）、一般的に食肉の生食は食中毒のリスクがある旨（牛肉（内臓を除く。）であって生食用のものに限る。）及び子供、高齢者その他食中毒に対する抵抗力の弱い者は食肉の生食を控えるべき旨（牛肉（内臓を除く。）であって生食用のものに限る。）

ニ　鶏の殻付き卵　アレルゲン（特定原材料に由来する添加物を含むものに限る。）、保存の方法、賞味期限、使用の方法、摂氏十度以下で保存することが望ましい旨（生食用のものに限る。）、賞味期限を経過した後は飲食に供する際に加熱殺菌を要する旨（生食用のものに限る。）、加熱加工用である旨（生食用のものを除く。）及び飲食に供する際に加熱殺菌を要する旨（生食用のものを除く。）

ホ　切り身又はむき身にした魚介類（生かき及びふぐを除く。）であって、生食用のもの（凍結させたものを除く。）　アレルゲン（特定原材料に由来する添加物を含むものに限る。）、保存の方法及び消費期限又は賞味期限

ヘ　切り身にしたふぐ、ふぐの精巣及びふぐの皮であって、生食用のもの　アレルゲン（特定原材料に由来する添加物を含むものに限る。）、保存の方法、消費期限又は賞味期限及び生食用であるかないかの別（凍結させたものに限る。）

ト　冷凍食品のうち、切り身又はむき身にした魚介類（生かきを除く。）を凍結させたもの　アレルゲン（特定原材料に由来する添加物を含むものに限る。）、保存の方法、消費期限及び生食用であるかないかの別

チ　生かき　アレルゲン（特定原材料に由来する添加物を含むものに限る。）、保存の方法、消費期限又は賞味期限及び生食用であるかないかの別

十二　生乳、生山羊乳及び生めん羊乳にあっては、食品表示基準別表第二十四の生乳、生山羊乳及び生めん羊乳の項の中欄に掲げる表示事項

十三　容器包装に入れられた添加物にあっては、使用の方法及びＬ－フェニルアラニン化合物である旨又はこれを含む旨

十四　食品表示基準第四十条に規定する生食用牛肉の注意喚起表示に関する事項

（食品の収去証）

第二条　法第八条第一項及び第六項の規定により、食品衛生監視員が食品を収去したときは、被収去者に別記様式第一号による収去証を交付しなければならない。

（職員の身分を示す証明書）

第三条　法第八条第一項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書は、別記様式第二号によるものとする。

（都道府県知事等の行う指示の内容等の報告）

第四条　食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令（以下「令」という。）第六条第三項の規定による報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一　令第六条第一項第一号に定める指示又は同項第二号に定める命令（以下この項において「指示等」という。）をした食品関連事業者の氏名又は名称及び住所

二　指示等をした年月日

三　指示等に係る食品の種類

四　指示等の内容

五　その他参考となるべき事項

2　令第六条第四項の規定による報告のうち同条第三号に掲げる事務（特定食品関連事業者以外の食品関連事業者に関するものに限る。）に係るものについては、遅滞なく、次に掲げる事項について行うものとする。

一　報告の徴収又は物件の提出の要求を行った食品関連事業者の氏名又は名称及び住所

二　報告の徴収又は物件の提出の要求を行った年月日

三　報告の徴収又は物件の提出の要求に係る食品の種類

四　報告の徴収又は物件の提出の要求の結果

五　その他参考となるべき事項

3　令第六条第四項の規定による報告のうち同条第四号に掲げる事務（特定食品関連事業者以外の食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者に関するものに限る。）に係るものについては、遅滞なく、次に掲げる事項について行うものとする。

一　報告の徴収又は物件の提出の要求を行った食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者の氏名又は名称及び住所

二　報告の徴収又は物件の提出の要求を行った年月日

三　報告の徴収又は物件の提出の要求に係る食品の種類

四　報告の徴収又は物件の提出の要求の結果

五　その他参考となるべき事項

4　令第六条第四項の規定による報告のうち同条第一項第五号に掲げる事務（特定食品関連事業者以外の食品関連事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に関するものに限る。）に係るものについては、遅滞なく、次に掲げる事項について行うものとする。

一　立入検査又は質問を行った食品関連事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者の氏名又は名称及び住所

二　立入検査又は質問を行った年月日

三　立入検査又は質問に係る食品の種類

四　立入検査又は質問の結果

五　その他参考となるべき事項

5　令第六条第七項及び第七条第六項の規定による報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一　調査の方法及び結果

二　食品表示法第六条第一項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項及び遵守事項並びに同法第十二条第一項の規定に基づく申出の手続を定める命令（平成二十七年内閣府農林水産省令第二号）第二条又は食品表示法第六条第三項の内閣府令・財務省令で定める表示事項及び遵守事項等を定める命令（平成二十七年内閣府財務省令第一号）第三条の規定により提出された文書の写し

三　その他参考となるべき事項